

○東北大学学術資源研究公開センター史料館利用内規

平成 18 年 7 月 10 日 制定

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学学術資源研究公開センター規程（平成 18 年規第 71 号）第 16 条の規定に基づき、東北大学学術資源研究公開センター史料館（以下「史料館」という。）の利用について、必要な事項（東北大学学術資源研究公開センター史料館公文書室利用等要項（平成 23 年 6 月 1 日）日総長裁定）に定める公文書室が管理する特定歴史公文書等の利用等に係る事項を除く。）を定めるものとする。

(一般の利用)

第 2 条 史料館は、一般の利用に供するものとする。

(利用の方法等)

第 3 条 史料館の利用の方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 展示資料の観覧
 - (2) 資料の閲覧
 - (3) 資料の複写及び撮影
 - (4) 公共目的の展示会等への資料の貸出し
 - (5) 資料及び参考文献等に関する照会（以下「参考調査」という。）
- 2 史料館は、前項の利用に供するため、所蔵資料の目録及びその利用に関する規則を閲覧室に備え付けるものとする。

(開館日等)

第 4 条 史料館の資料を観覧及び閲覧することができる日は、次に掲げる日を除いた毎日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する日
 - (3) 年末年始(12 月 28 日から翌年 1 月 3 日まで)
 - (4) その他史料館の事業準備等のために利用することができない日
- 2 前項第 4 号に掲げる日については、あらかじめ公示する。

(開館時間等)

第 5 条 史料館の展示資料を観覧することができる時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。ただし、史料館の業務等の事情により臨時に時間を変更することがある。

- 2 史料館の収蔵資料を閲覧することができる時間は、午前 10 時から午後 0 時まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、史料館の業務等の事情により臨時に時間を変更することがある。
- 3 第 1 項ただし書き及び前項ただし書きの規定により時間を変更するときは、あらかじめ公示する。

(観覧の方法等)

第6条 史料館が館内に展示する資料については、自由に観覧することができる。

(閲覧の方法等)

第7条 史料館の所蔵資料を閲覧する場合は、所定の閲覧申請書を提出するものとする。

- 2 資料の閲覧は、史料館内の所定の場所で行わなければならない。
- 3 閲覧した資料の返納は、史料館の職員の確認を得て行うものとする。

(複写・撮影の方法等)

第8条 資料の複写又は撮影を希望する場合は、所定の複写・撮影許可申請書を提出し、東北大学学術資源研究公開センター史料館長（以下「館長」という。）の許可を得なければならない。

- 2 複写・撮影により作成した複製物の全部又は一部について、出版物への掲載又は放映等を行う場合は、あらかじめ、所定の出版物掲載等許可申請書を提出し、館長の許可を得なければならない。

(貸出の方法等)

第9条 資料の貸出は、原則として、これを行わない。ただし、学術研究、社会教育等の公共目的を持つ展示会等への出品の場合は、亡失・汚損に十分な配慮がなされていることを条件に、貸出を受けることができる。

- 2 前項の規定による資料の貸出を希望する場合は、所定の貸出許可申請書により、館長の許可を得なければならない。

(参考調査の依頼)

第10条 利用者は、次に掲げる事項について、参考調査を依頼することができる。

- (1) 特定資料の検索に関する助言
- (2) 特定の事項に関する資料又は参考文献の紹介
- 2 参考調査を希望する場合は、史料館の職員にその旨を申し出て、協力を得るものとする。

(資料公開の制限)

第11条 館長は、次に掲げる場合は、一般への資料の公開を制限することができる。

- (1) 当該資料(その作成又は取得した翌年度の4月1日から起算して30年を経過していないものに限る。)に次に掲げる情報が記録されていると認められる場合、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る)の一般への公開を制限すること。

イ 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む)又は特定の個人を識別することができないが、公にすることによりなお個人の権利利害を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

(イ) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが必要で

あると認められる情報。

- (ロ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報。
 - (ハ) 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分。
- ロ 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (イ) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。
 - (ロ) 公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にされないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。
- (2) 当該資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は法人等から寄贈又は寄託を受けている場合において、当該期間が経過するまでの間当該資料の全部又は一部の一般への公開を制限すること。
- (3) 当該資料の原本を利用させることにより、当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は当該資料の原本が使用されている場合(史料館における保存及び利用の開始のために必要な措置を行う場合を含む)において、当該原本の一般への公開の方法又は期間を制限すること。
- 2 当該資料(前項第 1 号に定める資料を除く。以下この項及び次項において同じ。)に前項第 1 号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合には、館長は、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る)の一般への公開を制限することができる。
- 3 当該資料に第 1 項第 1 号ロに掲げる資料が記録されていると認められる場合において、当該資料が次に掲げるものであると認められるときは、館長は、当該資料(当該情報が記録されている部分に限る)の一般への公開を制限することができる。
- (1) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利を害するおそれのあるもの。
 - (2) 営業秘密(不正競争防止法(平成 5 年法律第 47 号)第 2 条第 4 項に規定する営業秘密をいう。)であって、当該情報を公にすることにより当該法人等又は当該個人の利益を不当に害するおそれのあるもの(当該情報が記録されている資料を作成又は取得した翌年度の 4 月 1 日から起算して 80 年を経過していないものに

限る。)

(個人情報漏えいの防止のための措置)

第 12 条 館長は、資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- (2) 当該資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）第 3 条第 2 項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置
- (3) 職員に対する教育・研修の実施
- (4) その他必要な措置

(亡失・汚損)

第 13 条 利用者が資料を亡失し、又は汚損したときは、直ちにその旨を、館長に申し出なければならない。

2 亡失又は汚損について、利用者はその損害を弁償しなければならない。

(利用の制限)

第 14 条 館長は、この内規に違反した者又は利用の指示に従わなかった者に対して利用を禁止し、又は制限することができる。

2 館長は、他の利用者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがある者に対して、退館を命じ、又は入館を拒否することができる。

(雑則)

第 15 条 この内規に定めるもののほか、史料館の利用に関し必要な事項は、東北大学学術資源研究公開センター長が定める。

附 則

この内規は、平成 18 年 7 月 10 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日改正）

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。